

日野市立病院事業者訪問規程

平成30年9月12日制定

令和5年9月1日改正

(目的)

第1条 この規程は、日野市立病院（以下「病院」という）において、製薬会社MR並びに診療材料及び医療機器の取扱事業者（以下「事業者」という。）の訪問活動を公平かつ円滑に行うために必要な事項を定めるものとする。

(事業者の事前予約)

第2条 事業者は、医師への面談を希望する場合は、事前に訪問予約を郵便もしくはメール等で取らなければならない。ただし、手術の立ち会い及び物品等の納入又は修繕等のために病院を訪問する事業者及び緊急の依頼に応じて訪問する事業者はこの限りではない。

2 事業者は、薬剤師への面談を希望する場合は、薬剤科があらかじめ指定する方法で面談の予約を取らなければならない。

(訪問時の対応)

第3条 事業者は、病院を訪問する場合は、病院1階防災センター（以下「防災センター」という。）において事業者訪問記録簿（別紙様式1）に必要事項を記入のうえ、入館許可証を着用するものとする。

2 医師への面会時間は、平日とし、午後3時30分から午後5時までとする。ただし、医師より来院の時間指定がある場合や講演会等はこの限りではない。

3 1社につき、同行者は1名までとする。ただし、医師が指定した場合はこの限りではない。

4 薬剤師への訪問等に関する事項は薬剤科が別に定めるため、その指示に従うものとする。ただし、薬などの受け渡しがある場合や、緊急の情報提供などが必要な場合はこの限りではない。

5 医師以外への面会場所及び面会時間については、その都度担当部門と調整の上、決定するものとする。

6 事前予約の際に承諾を得ていない病院内での活動及び待機は、原則として禁止する。

7 訪問活動が終了した場合は、防災センターに入館許可証を返却し、事業者訪問記録簿に退出時間を記入のうえ、退出するものとする。

(説明会時の対応)

第4条 事業者は、病院を訪問する場合は、防災センターにおいて事業者訪問記録簿に必要事項を記入のうえ、入館許可証を着用するものとする。

2 医師への説明会を開催する事業者は、医薬品等情報説明会予約申請書（別紙様式2）を総務課へ提出し、事前に説明会の予約及び会場の予約を行うこと。

3 医師への説明会の時間は、平日の正午から午後1時まで又は午後5時30分から午後7時までとする。ただし、医師の依頼に応じて時間外に開催する場合は、この限りでない。

- 4 薬剤師への説明会は原則としてウェブ会議システムを使用するものとし、薬剤師へ訪問を伴う説明会を開催する場合は、医師への説明会に準ずるものとする。
- 5 説明会の会場は、原則として302研究室及び多目的室（旧食堂）とする。また、その他の場合は病院の指示に従うものとする。
- 6 説明会に必要な機器及び資料等については、すべて事業者が準備するものとする。
- 7 事業者は、会場使用後は、現状復旧するものとする。また、会場内の備品等を破損させた場合は、事業者の負担において賠償等の必要な措置を講ずるものとする。
- 8 説明会における飲食の提供は禁止とする。
- 9 院内会議及び来客等、業務上必要が生じた場合は、病院判断により変更または取り消すことができるものとする。
- 10 説明会が終了した場合は、防災センターに入館許可証を返却し、事業者訪問記録簿に退出時間を記入のうえ、退出するものとする。

（訪問時の注意事項）

第5条 事業者は、院内での訪問活動に当たり、次の事項に十分注意しなければならない。

- 1 訪問活動に当たり、診療行為の妨げになるような行為、定められた場所以外での訪問活動及び禁止エリアへの侵入等、病院運営に支障となる行為は行わないこと。
- 2 訪問中は、前条に定める入館許可証とともに、会社名及び氏名等を記載した名札を着用すること。
- 3 訪問活動は、最小限の人員で行うこと。また、不特定又は複数の職員への活動は行わないこと。
- 4 訪問中は、病院職員の指示に従うこと。
- 5 面会を終えた後は、速やかに退館すること。
- 6 車で来院する際は、南側駐車場を利用すること。
- 7 前各号の事項に繰り返し違反した場合、及び明らかに悪質な行為があったと認められた場合は、訪問を禁止することがある。
- 8 前号により訪問を禁止した場合に、採用品目を削除することがある。

附則

（施行期日）

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附則

（施行期日）

この規程は、令和5年9月1日から施行する。